

第3 健康診断の事後措置

○健康診断の事後措置としての事務処理と手続

事例

当社では、一般健康診断と有機溶剤に係る特殊健康診断を実施しましたが、その後の記録の保存や医師への意見聴取、さらには、官公庁への報告などが必要と聞いていますが、具体的にはどのようにしたらよいですか。

実務のチェックポイント

事例 安衛八

- ① 記録の保存はどのようにする必要があるか
- ② 医師等からの意見聴取はどのようにすべきか
- ③ 労働者への結果の通知はどのようにすべきか
- ④ 健康診断結果の報告はどのようにすべきか

説 明

① 記録の保存はどのようにする必要があるか

事業者は、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を記録しておかなければならないとされています（安衛法66の3）。

具体的には、労働安全衛生規則その他の法令に次の表のように定められています。

この保存義務に違反した場合には、罰則（50万円以下の罰金）の適用があります（安衛法120一）。実行行為者のほか事業者（法人または個人）も処罰の対象となります（安衛法122）。

健康診断の種類	作成する記録（個人票）	保存期間	根拠法令
一般健康診断			
雇入時	様式5号(1)健康診断個人票	5年	安衛則51
定期	様式5号(2)健康診断個人票	5年	安衛則51
特定業務	同上	5年	安衛則51
海外派遣	同上	5年	安衛則51
給食従業員	同上	5年	安衛則51
特殊健康診断			
歯科	様式5号(1)(2)健康診断個人票	5年	安衛則51
有機溶剤	様式3号有機溶剤等健康診断個人票	5年	有機則30
鉛	様式2号鉛健康診断個人票	5年	鉛則54
四アルキル鉛	様式2号四アルキル鉛健康診断個人票	5年	四アルキル則23
特定化学物質 (石綿等を除きます。)	様式2号特定化学物質健康診断個人票 (注1)	5年	特化則40①
		30年	特化則40②
石綿等	様式2号石綿健康診断個人票	40年 (注2)	石綿則41
高気圧業務	様式1号高気圧業務健康診断個人票	5年	高圧則39

電離放射線	様式1号電離放射線健康診断個人票	30年	電離則57
じん肺	様式3号じん肺健康診断結果証明書、エックス線写真	7年	じん肺法17①②、じん肺則22①②

注1：特別管理物質に係る特定化学物質健康診断個人票の保存期間は30年です。

2：保存期間の起算日は、作成した日からではなく、各労働者がその事業場において當時対象となる石綿を取り扱う業務に従事しないこととなった日です。

2 医師等からの意見聴取はどのようにすべきか

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、当該結果に基づき当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師または歯科医師の意見を聽かなければならぬとされています（安衛法66の4）。医師からの意見聴取および作業の転換、労働時間の短縮等の措置（安衛法66の5）は、労働者の健康保持および有所見に關係した疾病発生リスクの低減のみならず、有所見の改善にも資することを踏まえ、事業者はこれらを適切に実施しなければならぬとされています（平22・3・25基発0325第1）。

具体的には、労働安全衛生規則その他の規則に次の表のように定められています。

健康診断の種類	意見聴取に係る措置	備 考
一般健康診断		
雇入時、定期、特定業務、海外派遣、給食 (安衛則43~47)	健康診断実施日から3か月以内に聴取意見を健康診断個人票に記載 (安衛則51の2①)	
自発的健康診断 (安衛法66の2、安衛則50の2)	結果を証明する書面の提出日から2か月以内に意見聴取 意見を健康診断個人票に記載 (安衛則51の2②)	

特殊健康診断		
歯科（安衛則48）	実施日から3か月以内 意見を健康診断個人票に記載 (安衛則51の2①)	歯科医師から聞く
有機溶剤等、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質等、石綿等、高気圧、電離放射線	実施日から3か月以内 意見を健康診断個人票に記載 (有機則30の2、鉛則54の2、四アルキル則23の2、特化則40の2、石綿則42、高圧則39の2、電離則57の2)	

注：自発的健康診断以外の健康診断について労働安全衛生法66条5項に基づく健康診断結果を証明する書面の提出があった場合には、当該提出日から3か月以内に意見を聞く必要があります。

事例安衛一七

③ 労働者への結果の通知はどのようにすべきか

(1) 健康診断の結果の通知

事業者は、一般健康診断のうち、次の健康診断を受けた労働者に対して、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する必要があります（安衛則51の4）。

- ① 都道府県局長の指示による臨時の健康診断（安衛法66④）
- ② 扱入時健康診断（安衛規43）
- ③ 定期健康診断（安衛規44）
- ④ 特定業務従事者の健康診断（安衛規45）
- ⑤ 海外派遣労働者の健康診断（安衛規45の2）
- ⑥ 給食従業員の検便（安衛規47）
- ⑦ 歯科医師による健康診断（安衛規48）

また、特殊健康診断についても、以下の要領で労働者にその結果を通知しなければなりません（安衛法66の6、平18・2・24基発0224003）。

- ① 判定結果だけではなく、各健康診断の項目ごとの結果も通知する
- ② 通知の方法は
 - a 個人用の結果報告書を各労働者に配布する方法
 - b 健康診断個人票のうち必要な部分の写しを各労働者に示す方法

など

このように労働者に通知した事実は、記録しておくことが望ましいでしょう。

(2) じん肺健康診断の結果の通知

事業者はじん肺健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なくその結果を通知する必要があります（じん肺則22の2）。

また、事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断を実施した後、じん肺法12条に基づくエックス線写真等の提出を行い、所轄都道府県労働局長からじん肺管理区分決定通知書（じん肺則様式4）を受理したときは、当該労働者（粉じん作業への過去従事者を含みます。）に対して、遅滞なく、じん肺管理区分等通知書（じん肺則様式5）により通知する（じん肺則17）とともに、通知を受けた労働者が当該通知を受けた旨を記入し、かつ、記名押印した書類を作成する必要があります（じん肺則19）。

なお、これらの措置は、じん肺法16条による事業者が行った随時申請または16条の2に基づく都道府県労働局長からの提出命令に関して通知を受けたときも同様に行う必要があります。

(3) 石綿健康診断の結果の通知

事業者は、石綿健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければなりません（石綿則42の2）。

(4) 結核のおそれがある者への勧奨

結核健康診断は廃止されましたが、一般健康診断等の際、結核発病のおそれがあると診断された労働者に対しては、再検査または精密検査の受診の勧奨など「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」（平8・10・1公示第1）に基づいた適切な対応をしなければなりません（平21・3・11基発0311001）。

④ 健康診断結果の報告はどのようにすべきか

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果およびじん肺法に基づく健康管理の状況について、所轄労働基準監督署長（じん肺については所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長宛て）に報告する必要があります（安衛法100①、じん肺法44）。

具体的には、労働安全衛生規則その他の法令に次の表のように定められています。

この報告義務に違反した場合には、罰則（50万円以下の罰金。じん肺に係る報告については30万円）の適用があります（安衛法120五、じん肺法45五）。実行行為者のほか事業者（法人または個人）も処罰の対象となります（安衛法122、じん肺法46）。

健康診断の種類	報 告	報告する事業場
一般健康診断		
定期	様式6号定期健康診断結果報告書(安衛則52)	常時50人以上の労働者を使用する事業場のみ
特定業務		
特殊健康診断		
歯科医師	同上(安衛則52)	同上
有機溶剤等(定期)	様式3号の2有機溶剤等健康診断結果報告書(有機則30の3)	実施した事業場のすべて
鉛(定期)	様式3号鉛健康診断結果報告書(鉛則55)	
四アルキル鉛(定期)	様式3号四アルキル鉛健康診断結果報告書(四アルキル則24)	
特定化学物質等(石綿等を除きます。)(定期)	様式3号特定化学物質健康診断結果報告書(特化則41)	
石綿等(定期)	様式3号石綿健康診断結果報告書(石綿則43)	
高気圧(定期)	様式2号高気圧業務健康診断結果報告書(高压則40)	
電離放射線(定期)	様式2号電離放射線健康診断結果報告書(電離則58)	
じん肺	様式8号じん肺健康管理実施状況報告(じん肺則37)	
指導勧奨によるもの	平2・12・18基発748に示す様式	

主な参考法令など

安衛法66の2～66の4・66の6・100

安衛則43～48・50の2・51・51の2・51の4・52

有機則30～30の3

鉛則54～55

四アルキル則23～24

特化則40・41

石綿則41～43

高圧則39・40

電離則57・58

じん肺法17・44

じん肺則19・22・37

平2・12・18基発748、平18・2・24基発0224003、平21・3・11基発0311001、平22・3・

25基発0325第1

第5 その他

○メンタルヘルスケア

事例

当社は幸い精神障害者や職場不適応者が出ていませんが、大きなプロジェクトが進行中で、ストレスフルな職場となっています。社員の心の健康を維持するために、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

実務のチェックポイント

事例 安衛二六

- ① メンタルヘルスケアはどのように進めたらよいか
- ② 自殺の予防対策はどのように進めたらよいか
- ③ 医師による面接指導はどのような労働者が対象となるか

説明

■ ① メンタルヘルスケアはどのように進めたらよいか

(1) メンタルヘルスケアの重要性

近年、労働を取り巻く様々な環境が変化しており、「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス」を感じている労働者の割合が次のように推移しています（資料：厚生労働省・労働者健康状況調査結果）。

年	昭57	昭62	平4	平9	平14	平19	平24
割合	50.6	55.0	57.3	62.8	61.5	58.0	60.9

また、労働者の自殺者数も次のように推移しています（資料：警察庁・自殺の概要資料）。

年	平19	平20	平21	平22	平23	平24
自殺者数	9,154	8,997	9,159	8,568	8,207	7,421

労働者のストレス要因は仕事ばかりではありませんが、職場には労働者の力だけでは取り除くことができないストレス要因が存在しているため、労働者の取組みに加えて、事業者が積極的にメンタルヘルスケア（労働者の心の健康の保持増進のための措置）を実施することが重要です。

(2) 事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針

平成12年に労働省（現厚生労働省）は、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を示し指導してきたところですが、今般、事業者が行うメンタルヘルスケアの原則的な実施方法を明らかにしました（平18・3・31基発0331002）。

メンタルヘルスケアを進めるために前記(1)を理解するとともに、心の健康についてはプライバシーの保護、労働者の意思の尊重、人事労務管理との連携、家庭・個人生活等の影響への考慮に留意する必要があります。

メンタルヘルスケア指針の具体的な内容の概略は、次のとおりです。

ア 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようになります。このため、事業者は、衛生委員会等において調査審議し、事業場の心の健康づくりに関する職場の実態とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な方法等についての基本的な計画「心の健康づくり計画」を策定することが望まれます。

心の健康づくり計画で定める事項は次のとおりです。

- ① 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関するここと
- ② 事業場における問題点の把握およびメンタルヘルスケアの実施に関するここと
- ③ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保および事業場外資源の活用に関すること
- ④ 労働者のプライバシーへの配慮に関するここと

⑤ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

イ メンタルヘルスケアの具体的な進め方

指針においては、メンタルヘルスケアを四つのケアに分類しています。

① セルフケア（労働者が自ら行うストレスへの気づきと対処）

a 事業者は、労働者に対してセルフケアに関する教育研修、情報提供等を行うこと

b 事業者は、労働者が自ら相談を受けられるよう必要な環境整備を行うこと

② ラインによるケア（管理監督者が行う職場環境等の改善と相談への対応）

a 管理監督者は、作業環境、作業方法、労働時間等の職場環境等の具体的問題点を把握し、改善を図ること

b 管理監督者は、個々の労働者に過度な長時間労働、過重な疲労、心理的負荷、責任等が生じないようにする等の配慮を行うこと

c 管理監督者は、日常的に、労働者からの自主的な相談に対応するよう努めること

d 事業者は、管理監督者に対する心の健康に関する教育研修等を行うこと

③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア（産業医等による専門的ケア）

a 事業場内産業保健スタッフ等は、職場環境等について評価し、管理監督者と協力してその改善を図るように努めること

b 産業保健スタッフ等は、労働者のストレスや心の健康問題を把握し、保健指導、健康相談等を行うこと。また、専門的な治療を要する労働者への適切な事業場外資源を紹介し、また、心の健康問題を有する労働者の職場復帰および職場適応を指導および支援すること

c 事業者は、事業場内産業保健スタッフ等に対して、教育研修、知識修得等の機会の提供を図ること

④ 事業場外資源によるケア（事業場外の専門機関によるケア）

事業者は、必要に応じ、それぞれの役割に応じた事業場外資源を活用することが望ましいとしています。

(3) メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施

ア 相談体制の整備

労働者の心の健康の保持増進のための指針（平18・3・31公示3）に基づき、

相談体制を整備するとともに、整備された相談体制が正規・非正規を問わず全ての労働者に活用されるよう、相談体制の周知をすること。

なお、メンタルヘルス不調者を把握した場合には、必要に応じ医療機関やメンタルヘルス相談の専門機関に迅速に取り次ぐことが重要です。

イ 長時間労働者に対する面接指導の実施の徹底

長時間労働者等に対する面接指導にあっては、メンタルヘルス面のチェックも行うこととしていることから、これら長時間労働者に対する医師による面接指導および事後措置を徹底すること。

ウ 健康診断実施時におけるメンタルヘルス不調の把握

健康診断実施時に、メンタルヘルス不調を把握した場合には、事後措置および保健指導の実施を徹底すること。

② 自殺の予防対策はどのように進めたらよいか

厚生労働省は、近年の自殺の増加に対応するため、2001年12月、「職場における自殺の予防と対応」という小冊子を作成しました。この小冊子の要旨は次のとおりです。

(1) 自殺予防の10箇条（どのような人に自殺の危険が迫るのか）

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っていますので、早い段階で専門家に受診させる必要があります。

- ① うつ病の症状に気をつけよう（気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く）
- ② 原因不明の身体の不調が続く
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産）を失う
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂に及ぶ

(2) 日常の配慮と相談対応

啓発活動としては、安全衛生講演会などの中で取り上げて注意を呼びかけた

り、医務室、人事労務・安全衛生部門などに自殺予防や「いのちの電話相談」などの資料を何気なく用意しておくなどの方法があります。

また、個別の配慮としては、特に業務負荷の多い人（残業過剰、責任過剰）について、職場のライン責任者がしばしば声掛けし、体調について聴いておくことが望されます。必要であれば、産業保健専門職（産業医、保健師、看護師、カウンセラーなど）や外部の医療機関へ相談に行くように指導します。

相談体制としては、企業内に、家族や職場を含めた周囲の人たちが本人の悩みや異常に気づいたときに相談をしたり、本人が早期に自分の悩みを気軽に相談できるような体制を整えることが必要です。

中小企業などこのような体制の整備が困難である場合や、企業内で受けた相談などで必要な場合には、外部の専門機関を利用することが望まれます。

このような企業外相談機関としては、次のようなものがあります。

- ① 労災病院（勤労者心の電話相談）
- ② 産業保健推進センター
- ③ 地域産業保健センター
- ④ 精神保健福祉センター
- ⑤ 保健所
- ⑥ メンタルヘルス対策支援センター
- ⑦ いのちの電話
- ⑧ 中央労働災害防止協会

❸ 医師による面接指導はどのような労働者が対象となるか

過重労働・メンタルヘルス対策として、事業者は労働者が次の要件のすべてに該当する場合は、医師による面接指導を行わなければなりません（安衛法66の8、安衛則52の2）。

- ① 休憩時間を除いて1週間あたり40時間を超えて労働している。
- ② ①の超過労働時間が1月あたり100時間を超えている。
- ③ 疲労の蓄積が認められる。

なお、①～③のすべてまたは一部該当しない労働者であっても次の要件のいずれかに該当する場合は、面接指導または面接指導に準ずる措置をするように努めなければなりません（安衛法66の9、安衛則52の8①）。

④ 労働者から申出があった場合（安衛則52の8②）において、長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している。

⑤ 事業場において面接指導等の実施について定められた基準に該当している。

詳細については、過重労働による健康障害防止のための総合対策を参考にしてください。

主な参考法令など

安衛法66の8・66の9・104

安衛則52の2・52の8

平18・3・31基発0331002、平21・3・26基発0326002

平22・8職場における自殺の予防と対応（小冊子）

第4の2 石綿障害

○石綿等を取り扱う作業等における石綿ばく露防止の留意点

事例

ビルなど建物を解体する際、壁や天井の材質に石綿等が多分に含まれています。このような作業場で留意する点がありましたら教えてください。

実務のチェックポイント

事例 安衛
二三

- ❶ 石綿の有害性はどのようなものか
- ❷ 建築物等解体等の作業における石綿ばく露防止対策はどのように進めればよいか
- ❸ 船舶の解体等作業における石綿ばく露防止対策について

説 明

❶ 石綿の有害性はどのようなものか

石綿は、耐熱性、絶縁性、耐酸・アルカリ性などに優れ、廉価でもあるために1960年代から1990年代にかけて大量に輸入され（そのピークは1974年の約35万t）、広範囲に使用され、特にその多くは建材として建築物等に使用されてきました。

石綿による健康障害としては、次の疾病があります（平24・3・29基発0329第2）。

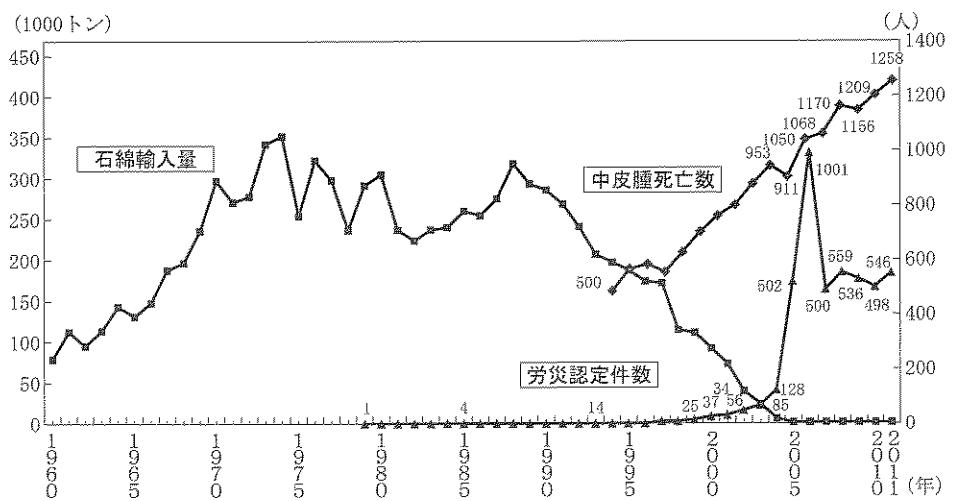
- ① 石綿肺（じん肺の一種）
- ② 肺がん
- ③ 中皮腫（がんの一種）
- ④ 良性石綿胸水
- ⑤ びまん性胸膜肥厚

上記のように石綿にはがん原性（発がん性）があるため、平成7年4月からアモサイトおよびクロシドライトという種類の石綿について製造・輸入・譲渡・提供・使用（以下「製造等」といいます。）が禁止され、平成16年10月から建材等、ほとんどの石綿製品の製造等が禁止され、そして、平成18年9月から全面禁止となりました。

石綿による肺がんや中皮腫は長い潜伏期間を経て発病しますので（中皮腫は10年～50年、平均38年のデータあり）、退職後に発病することも多く、一定の要件で健康管理手帳の交付対象となっています。

特に、中皮腫の多くは石綿ばく露によって発病すると理解されており、前記の大量輸入の期間と潜伏期間を経て、中皮腫による死亡数（人口動態統計）や労災認定件数が急増しています。

石綿輸入量と中皮腫の発生動向



② 建築物等解体等の作業における石綿ばく露防止対策はどのように進めればよいか

建築物、工作物または船舶（鋼製の船舶に限ります。）（以下「建築物等」といいます。）の解体、破碎等の作業（以下「解体等の作業」といいます。）をはじめとする石綿ばく露による健康障害の予防のため、石綿障害予防規則（平17厚労令21）があり、建築物等解体等の作業における石綿ばく露防止対策としては、次のような事項が規定されています。なお、石綿障害予防規則は平成17年7月1日から施行されています。

（1）事前調査

建築物等の解体等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含みます。）および建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等による粉じんの発散、および労働者の粉じんへのばく露を防止するために行う石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等（石綿そのものおよび石綿を重量の0.1%を超えて含有する石綿製品）の使用の有無の目視、設計図書等による調査とその結果の記録をしなければなりません（石綿則3①）。

事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識および技能を有した者が行なうことが望ましく、また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいとされています（平24・2・13基安化発0213第1）。

具体的には、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平24・5・9公示19）」では、目視、設計図書等による事前調査は、次の①から③までに定めるところによることとされています。

① 石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと

「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」とは、次の者をいいます（平24・5・9基発0509第10）。

⑦ 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者

① 日本アスベスト調査診断協会に登録されたアスベスト診断士

② 建築物等では、部位または使用目的により、一様な建材等が使われていない可能性があるため、事前調査は建築物等に使用されている建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行うこと

③ 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認するに当たっては、国土交通省および経済産業省が公表する「アスペスト含有建材データベース」等関係機関、製造企業等が提供する各種情報を活用すること

石綿等の使用の有無が不明のときは、石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合を除き、分析による調査とその結果の記録をしなければなりません（石綿則3②）。

建材等が吹き付けられている場合には、石綿障害予防規則3条2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行わなければなりません。石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがあります。特に、建築物等に後年の補修または増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意してください。ただし、複数の区画または階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画または階における試料の採取は必要ありません（平24・2・13基安化発0213第1）。

加えて、上記「技術上の指針」では、石綿含有の分析は、十分な経験および必要な能力を有する者が行うことや分析方法は、日本工業規格（JIS）A1481またはこれと同等以上の精度を有する分析方法を用いること等が示されています。

なお、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むもので、分析機関に委託して実施する場合は、その全てを分析機関に行わせることが望ましいとされています。また、除去等の作業を請け負った事業者等が建材等からの試料の採取を実施した上で、それ以外の分析の業務を分析機関に委託する場合には、試料の採取は、上記①「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」に行わせるとともに、分析結果報告書に試料採取者の情報を記録してください（平24・5・9基発0509第10）。

また、作業場には、調査の終了年月日・方法および結果の概要を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません（石綿則3③）。目視および設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになっ

た場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底してください（平24・2・13基安化発0213第1）。

前記「技術上の指針」では、石綿障害予防規則3条1項から3項までに規定する調査結果の記録および掲示は、次の①・②に定めるところによることとされています。

- ① 調査結果は、次の⑦～⑨までの項目について記録すること。調査結果には、写真や図面を添付することで、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましいこと
 - ⑦ 事業場の名称
 - ⑧ 建築物等の種別
 - ⑨ 解体等作業の発注者から請負人に対する設計図書、過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報の通知の有無
 - ⑩ 調査方法および調査箇所
 - ⑪ 調査結果（前述の石綿障害予防規則3条2項に基づく分析による調査を行った場合はその結果を含みます。）
 - ⑫ 調査者氏名および所属
 - ⑬ 調査を終了した年月日
 - ⑭ その他必要な事項
- ② 調査結果の記録のうち、①の⑦、⑨、⑩、⑪および⑭について、作業場に掲示すること。掲示に当たっては、労働者のみならず周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示すること
なお、調査結果の記録を40年間保存することとされています。

(2) 作業計画

石綿等が使用されているときは、あらかじめ、次の事項を含む作業計画を定め、これによる作業をし、併せて次の事項を関係労働者に周知しなければなりません（石綿則4）。

- ① 作業の方法および順序
- ② 石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法
- ③ 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

(3) 作業の届出

次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、所轄労働基準監督署長に届出をしなければなりません（石綿則5・様式1）。

① 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限ります。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

② 石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業

③ ①・②に類する作業

(4) 作業場所の隔離

(ア) 次のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、(イ)に定める措置を講じなければなりません。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません（石綿則6①）。

① 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

② (3)の①に掲げる作業（石綿等の切断、^{せん}穿孔、研磨等の作業（石綿則13①一）を伴うものに限ります。）

③ 石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業（石綿則10①）（囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、^{せん}穿孔、研磨等の作業（石綿則13①一）を伴うものに限ります。）

なお、(イ)と「同等以上の効果を有する措置」とは、次の方法により石綿等を除去する方法です（平21・2・18基発0218001）。

① グローブバッグを使用して石綿等を除去する方法

② 破損等のない良好な状態の屋根折版を、湿潤な状態で手ばらし等により裏張り断熱材をつけたまま除去する方法

(イ) 事業者が講ずる(ア)の措置は、次に掲げるものとする（石綿則6②）。

① (ア)の①から③それぞれに掲げる作業を行う作業場所（以下、「石綿等の除去等を行う作業場所」といいます。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離（石綿等の除去等を行う作業場所をビニールシート等で覆うこと等により、石綿等の粉じんが他の作業場所に漏れないように）すること

② 石綿等の除去等を行う作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること

使用にあたっては、環境省および厚生労働省の調査で、解体現場の前室および排気口付近で高濃度のクリソタイルおよびアモサイトが検出された

現場があったため、集じん・排気装置については、以下のような対策を徹底するように通知がされています（平23・1・27基安化発0127第1）。

- ⑦ 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること
- ⑧ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏えいを防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること
- ⑨ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること

なお、集じん・排気装置からビニールダクトを使用して排気を行う際に、ダクトをひもでつり下げて支えるとその部分から折れ曲がって十分な排気ができない場合があるので、支えは幅広の環状の支え等を使用して、折れ曲がらないようにしてください（平24・10・25基安化発1025第3）。

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の稼働状況を確認する方法として、次の⑦および⑨に掲げる対応を行います（平23・11・17基安化発1117第2）。

⑦ 集じん・排気装置の排気の状況

作業が行われている間、継続的に、即時に測定できる粉じん相対濃度計等により集じん・排気装置の排気口付近における粉じん濃度を測定することにより、異常値がないことを確認すること

⑧ 前室付近における負圧の確認

集じん・排気装置を使用している状態で、当該作業場所の出入口における風向等を確認すること

なお、このような対応が困難な場合には、労働者の安全を考慮して、石綿が隔離空間の外部に漏出する原因についてその調査の結果が出るまでの間は、集じん・排気装置および前室の周辺において作業を行う場合には、労働者に対するDS2以上の性能を有する防じんマスクの使用も考慮します。

⑨ 石綿等の除去等を行う作業場所を負圧に保つこと

⑩ 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室を設置すること

(ウ) 事業者は、(イ)の①により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、(ア)の①または②に掲げる作業を行った場合にあっては、吹き付けられた石綿等または張り付けられた(3)の①に規定する保温材、耐火被覆材等を表面に皮膜を形成し粉じんの飛散を防止するこ

とができるような薬液等により除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔壁を解いてはなりません（石綿則6③）。

(5) 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置

次に掲げる作業に労働者を従事させるとときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（石綿等の切断等の作業に従事し呼吸用保護具および作業衣か保護衣のいずれかを使用している者を除きます。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません（石綿則7①）。

① 石綿等の保温材、耐火被覆材等を張り付けた建築物等の解体等の作業における保温材等の除去の作業（石綿等の切断、穿孔^{せん}、研磨等の作業を伴うものを除きます。）

② 石綿等の囲い込みの作業（石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除きます。）

また、当該作業場所で特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が作業を行うときは、特定元方事業者による当該作業の実施の通知、作業時間帯の調整等をしなければなりません（石綿則7②）。

(6) 発注者による石綿等の使用状況の通知

発注者は、解体や石綿等の封じ込め等を行う建築物等における石綿等の使用状況等を発注者が請負人に通知するよう努める必要があります（石綿則8）。

(7) 注文者の条件

注文者は、建築物等の解体や石綿等の封じ込め等の作業について、事前調査、作業等の方法、費用、工期等について法令の順守を妨げないおそれのある条件を付さないように配慮する必要があります（石綿則9）。

(8) 石綿作業主任者

石綿作業主任者技能講習修了者のうちから石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、保護具の使用状況の監視等の職務を行わせなければなりません（安衛令6二十三、石綿則19・20・附則6）。

石綿作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名およびその者に行われる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知せなければなりません（安衛則18）。

(9) 特別教育

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に従事させる労働者には、

次の科目について衛生に関する特別の教育を行わなければなりません（石綿則27、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程）。

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

(10) 洗浄設備

石綿等を取り扱う作業に労働者を従事させるとときは、洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備および洗濯のための設備を設けなければなりません（石綿則31）。

(11) 容器等

石綿等を運搬・貯蔵をするときは、堅固な容器を使用し、または確実な包装をしなければなりません（石綿則32①）。

また、容器または包装には石綿等が入っている旨とその取扱い上の注意事項を表示すること、石綿等の保管は一定の場所を定めておくこと、容器または包装に石綿等の粉じんが発散しないような措置を講ずること、保管するときは一定の場所を定めておくことが必要です（石綿則32②～④）。

(12) 喫煙・飲食の禁止

石綿等の製造・取扱い作業場は喫煙・飲食を禁止とし、その旨の表示をしなければなりません（石綿則33）。

(13) 掲示

石綿等の取扱い作業場には、①石綿等を取り扱う作業場である旨、②石綿等の人体に及ぼす影響、③石綿等の取扱い上の注意事項、④使用すべき保護具について掲示しなければなりません（石綿則34）。

(14) 作業の記録

石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時従事する労働者について労働者の氏名、作業の概要と従事期間その他一定の事項の作業の記録を1か月を超えない期間ごとに作成し、これを各労働者がその事業場において常時対象となる石綿を取り扱う業務に従事したこととなった日から40年間保存しなければなりません（石綿則35）。

(15) 石綿健康診断

石綿等の製造または取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時従事する労働者（過去の従事者を含みます。）については、一定の頻度で、特定の項目に関する健康診断を行い、その後の必要な措置を講ずる必要があります。

詳細は、前掲「石綿健康診断」を参照してください（石綿則40～43）。

(16) 保護具

石綿等の取扱い作業場には、呼吸用保護具を就労労働者数以上備え付け、常に有効かつ清潔に保持しなければなりません（石綿則44・45）。

建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用します。

石綿障害予防規則14条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければなりません（平24・2・13基安化発0213第1）。

保護具の使用後は、ほかの衣服から隔離して保管し、また、付着した物を除去した後でなければ当該保護具を作業場外へ持出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器の梱包したときはこの限りではありません（石綿則46）。

③ 船舶の解体等作業における石綿ばく露防止対策について

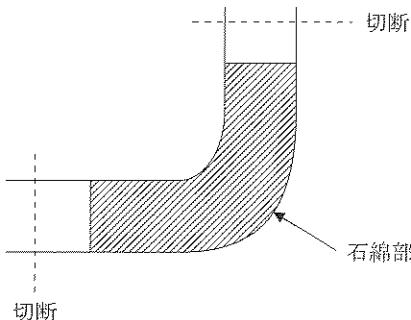
(1) 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類からの石綿等の適切な除去

ア 船舶（鋼製の船舶に限ります。以下同じ。）の解体等における石綿等の除去等については、船舶の内部が狭隘であること、石綿を含む断熱材等（以下「石綿断熱材等」といいます。）が使われている配管や機械類（以下「配管等」といいます。）の形状が特異であることから、通常の除去作業が困難となる可能性があります。その場合には、船舶の内部でこれら配管等から石綿断熱材等を除去することは避け、これら配管等そのものを、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて覆った上で外し、または石綿断熱材等が使われている部分を周囲から切断するようにし、その際、適切な保護具を使用します。

イ 具体的な方法としては、下記図のように、配管を解体するにあたり、配管エルボ（配管の曲線部）のみが石綿断熱材等で覆われており、石綿断熱材等で覆われていない直線部分で切断することにより、配管エルボごと石綿を除

去し、その後、専門工場で配管エルボから石綿を取り除く作業方法があります。

図 配管エルボの事例



ウ 前記アおよびイに示す作業に際して、取扱いは次の①および②のとおりです。

事例
安衛
二五

① 船舶の解体等の作業場所においては、配管等から石綿断熱材等の除去作業は行われないものの、船舶から石綿断熱材等を取り除くことには相違ないことから、当該作業は石綿障害予防規則（以下「石綿則」といいます。）5条1項1号に掲げる作業に当たることとなり、当該作業を行う事業者は、石綿則5条に基づく作業の届出その他必要な措置を講じなければならないものであること

② 船舶から取り外され、船舶以外の場所で当該取り外された配管等から石綿断熱材を除去する作業は、船舶の解体等の作業には該当しないものであることから、石綿則5条の作業の届出は要しませんが、当該作業は石綿等の取扱い作業に該当するため、屋内作業場の場合には石綿則12条に基づく局所排気装置の設置等その他必要な措置を講じなければならないものであること

(2) 集じん・排気装置の保守点検

次の①～③までに掲げる集じん・排気装置の保守点検の徹底を図るようにします。なお、必要に応じて「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」（一般財団法人日本船舶技術研究協会）または「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にしてください。

① 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる

劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること

- ② 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること
- ③ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること

主な参考法令など

安衛法14・22・55・59③

安衛令6

安衛則16~18・36

石綿則1~9・27・31~35・40~43・44~46・附則6

平6・6・30労告65

平17・3・31厚労告132

平17・3・18基発0318003、平21・2・18基発0218001、平23・1・27基安化発0127第1、
平23・7・28基安化発0728第4、平23・11・27基安化発1117第2、平24・2・13基安
化発0213第1、平24・3・29基発0329第2、平24・5・9基発0509第10、平24・10・
25基安化発1025第3

平24・5・9技術上の指針公示19